報

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

○救急病院等を定める省令第一条第一項の申出を撤回した件

○大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定により変更の届出が あった件

○道路の区域を変更する件言 ○平成二十九年度大豆原種の配付数量及び配付価格を定めた件 一件

○計量器の定期検査を実施する件

○道路の供用を開始する件Ⅰ 三件

福島県教育委員会教育長

○落札者を決定した件

○道路交通法による指定講習機関として指定した件 福島県公安委員会

福

○平成二十九年三月三十一日付け号外第二十八号中 正

告 示

福島県告示第三百四十二号

認定した次の救急病院の開設者は、 l定した次の救急病院の開設者は、救急業務に関し協力する旨の申出を撤回した。救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により

-成二十九年四月二十五日

福島県知事

内

堀 雅 雄

独立行政法人国立病院機構福島

須賀川市芦田塚一三番地所在地

(地域医療課)

検査区域

福島県告示第三百四十三号

業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市 平成二十九年四月二十五日から同年八月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商 当該届出及び法第六条第三項において準用する同法第五条第二項に規定する添付書類を 総務部情報政策課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。 第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。) 附則第五条

平成二十九年四月二十五日

大規模小売店舗の名称及び所在地

1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三五

(変更前) 二万六千三百八十三平方メートル (変更後)一万五千六百八十三平方メートル

2 荷さばき施設の面積

三

(変更後) 百八平方メートル

3 廃棄物等の保管施設の容量 (変更前)七十二立方メートル

(変更後)三十六立方メートル

를

壹

平成二十九年四月十七日

四

届出をした者

株式会社辰巳屋

福島県知事 内

堀 雅

雄

福島県福島市栄町五番 一号

二 変更しようとする事項 辰巳屋ビル

(変更前) 百三十五平方メートル

 \equiv 平成二十九年八月三十一日 変更しようとする年月日

四 届出年月日

Б.

株式会社平和ビル

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百四十四号

検査を次のとおり実施する。 計量法(平成四年法律第五十一 号 第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期

平成二十九年四月二十五日

計量法第二十一条第二項の規定により、 知事が指定した場所で実施する検査 福島県知事 内 堀 雅 雄

対象となる特定計量器

検査の期日及び時間 検 査 場 所

| | 平成29年 4 | 月25日 火曜日 | 福 | 島県 | 報 | | 第2893号 ————— | 236 |
|--------------------------|---|--------------------------|-------------------|--|-------------------|------------------|---|--|
| 村右に掲げる町 | 町 同郡下郷 | | | | 津町郡南会 | | 町同郡只見 | 岐村南会津郡檜枝 |
| 右の特定計量器で、右 の検査を受けなかった | | | | | | | り () 、分銅及びおもじ。) 、分銅及びおもり。 | 第三二九号)第五条第施行令(平成五年政令 が (計量法 |
| 曜日、土曜日、日曜日、六月一六日から七月一 | 午前一二時まで午前九時三○分から六月一五日 | 午後四時まで午後四時まで午後一時から午後一時から | 午後四時まで午後二時から六月一三日 | で分から | 午後四時まで午後三時から | 午後二時まで午後一時から六月七日 | で 午前九時三○分から 午前一一時三○分から | 午後四時まで午後二時三○分から六月六日 |
| 所福島県計量検定 | ンター下郷ふれあいセ | 交流館 | 館館出出記 | 合支所 | 館南会津町伊南会 | センター 只見町明和振興 | 館只見町町民体育 | 山旅案内所 |
| | 調 て 福 | _ | | 福 | | | _ | |
| 平成二十九年四月 | 課及び福島県県北建設事務て道路の区域を次のように道路の区域を次のように道路法(昭和二十七年法福島県告示第三百四十六号 | の配付価格 | 種類の配付数量 | 平成二十九年四月:平成二十九年四月: | 町及び同郡南会津郡権枝岐村、同郡只 | 検査区域 | 定する検査場所で実施する: - 特定計量器検定検査規則 | |
| 年四月二十五日 | 事務所で平成二十つに変更する。それは律第百八十号 | 一キログラム | 品種名 | 一十五日 原種の配付数量及 ユ号 | | 非自 | | |
| 福 | -九年四月二十五日この関係図面は、福っ)第十八条第一項 | 五三九円 価格(消費税及び 二〇 | (単位 キ | 年四月二十五日 ・度大豆原種の配付数量及び配付価格を次のとおり定めた。 百四十五号 | | 動はかり、分銅及びおもり | ・ 一 | 平前九時から年前九時からで、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 福島県知事内堀雅雄 | 島県県北建設事務所で平成二十九年四月二十五日から二週間一般の縦覧に供す区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい 示第三百四十六号 | (水田畑作課) | キログラム) 堀雅雄 | ' | 日及び祝日を除く。) | 検査の期日 | 検査 午後一時がら 第三十九条第一項に規 「平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項に規 「中後三時まで | 二〇分ま |

| I |
|---|
| 治 ら 袋 字 描 例 描 の 変 更 前 別 後 前 の 変 更 前 別 後 前 一 の で 変 更 前 の で 変 更 前 の で 変 更 前 の で 変 更 前 の で 変 更 前 の で 変 更 前 の で 変 更 前 の で 変 更 前 の で 変 更 前 の で 変 更 前 の で 変 更 が の で 変 更 が の で 変 更 が の で 変 更 が の で 変 更 が の で で 更 が の で 更 が の で 更 が の で で 更 が の で で 更 が の で で 更 が の で で 更 が の で で 更 が の で 更 が の で で 更 が の で で 更 が の で で 更 か の で で 更 か の で で 更 か の で で 更 か の で で 更 か の で で 更 か の で で 更 か の で で 更 か の で で 更 か の で で 更 か の で で 更 か の で で 更 か の で で 更 か の で で 更 か の で で 更 か の で で 更 か の で で 更 か の で で で 更 か の で で で 更 か の で で 更 か の で で 更 か の で で 更 か の で で 更 か の で で で 更 か の で で で で で で 更 か の で で で で し か の で で で し か の で で で で し か の で で で で し か の で で で で で で し か の で で で し か の で で で し か の で で で で し か の で で で し か の で で し か の で で し か の で で し か か で で し か か の で で し か で で し か か で で し か で で し か か で で で し か か で で で し か で で し か で で で し か で で で し か で で で し か で で で し か か で で で し か で で し か で で で し か で で で し か で で で し か で で で し か で で し か で で で で |
| () |
| B A B A |
| |
| (メートル) 敷地の幅員 一三・四五・四三・四十 六 十十 十十 十十 十十 十十 十十 十 |
| 一、一、一、一、一、一、 延 |
| - 、 |
| |

第2893号

黒田二八番一地先から福島市飯野町明治字大

変更後

A

四五.六

〇七五・二

黒田二八番一地先から 福島市飯野町明治字大

В

一〇〇・九

(道路計画課)

四四・四 七・五~

林二九番地先まで

同

市松川町沼袋字椚

同

一九番地先まで 市松川町沼袋字椚 林 同

一九番地先まで

В

一〇〇・九

四四 七・五~ 市松川町沼袋字椚

黒田二八番一地先から 福島市飯野町明治字大

同

市松川町沼袋字椚

一九番地先まで

(道路計画課)

福島県告示第三百四十七号

課及び福島県県北建設事務所で平成二十九年四月二十五日から二週間一般の縦覧に供す て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい

平成二十九年四月二十五日

福島県知事 内 堀 雅

雄

| 路 線 名 |
|-------------|
| 区 |
| 間 |
| の変変 更更 |
| 別後前 |
| 敷地の幅員 |
| (メートル) 長 |
| |

| Ĺ | 島 |
|---|----------------|
| ŕ | 県 |
| : | 告 |
| | 示 |
| j | 第 |
| ĺ | Ξ |
| | 百 |
| • | 匹 |
| i | $\overline{+}$ |
| | 凣 |
| : | 号 |
| | - |

ស事務所で平成二十九年四月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建 **道路**法(昭和) 一十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定に基づき、 次の道路

平成二十九年四月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

| | 県道福 | 路 |
|--------------|---------|---|
| | 島飯野線 | 線 |
| | | 名 |
| ま 同 地 で 先 | | 供 |
| 市飯の | 市松 | 用 |
| 野 町 | 川町 | 開 |
| 明治 | 沼袋宮 | 始 |
| 字 猫 山 | 子椚林 | Ø |
| 当 番 | 应 五. | 区 |
| 地先 | 番一 | 間 |
| | 平 | 供 |
| | 成 | 用 |
| | 九 | 開 |
| | 年四 | 始 |
| | 月 | の |
| | 荕 | 期 |
| | 日 | 日 |
| | | |

(道路計画課)

福島県告示第三百四十九号

設事務所で平成二十九年四月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建 道路法(昭和二十七年法律第百八十号) 平成二十九年四月二十五日 第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の 福

知

内 堀 雅 雄

| | | | | | 長 | 福島県教育委員会教育長 | 云粉 | 員 | 委 | 育 | 秀数 | 島山 | 福 | | | |
|--------------------|-------------------------------|----------------|--------|-----|-----|--|--------|--------------------|-----|--------|------------|---------------------|---------|---|---|-----|
| 囲 課) | 道路計画課 | . ⊼ | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | まで | 地先 | 市松塚字上二九番地先まで | 子上 | 松塚 | | 同力 | | | | |
| 日 | 平成二九年四月二五日 | 四四 | 九年 | 成二 | 平 | 地先 | 四番 | 一 一 | 御所始 | 市稲字御所舘 | 川恵 | か須賀川: | 亏 | 般国道一一八号 | 一 般 国 | |
| 日 | の期 | 始 | 開 | 用 | 供 | 間 | 区 | の | 始 | 開 | 用 | 供 | 名 | 線 | 路 | |
| 雄 | 堀雅 | | 内 | 事 | 県知 | 福島県知事 | | | | | | - - |] | - - - - - - - - - - - - - - - - - - - | <u></u> 五 | |
| 県理の | 供する。 供する。 供する。 次の道路の | びき | る課基。及分 | 世画に | に路規 | 日から二週間一般の縦覧に供する。福島県土木部道路総室道路計画課及び短信島県土木部道路総室道路計画課及び短 | 一道条般路第 | 一週末十月十月 | | 五日かれ | コーロ第一世に | 月二十五日の関係図面は、七年法律第百八 | 1月二年 関年 | 平成二十九年四月二十五日から事務所で平成二十九年四月二十五日から用を開始する。その関係図面は、福島県道路法(昭和二十七年法律第百八十号) | 野藤 野児 一番 日本 | 設 供 |
| <u>!</u> }) | | | | | į | Į | S S | | | - ! | 1 | <u> </u> | : 十 | | 島県告 | 福 |
| 画課) | 道路計画 | <u>₩</u> | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 番一 | 五五 | まで市松川町沼袋字椚林四五番一先から | 沿袋 | 川ら町辺 | 地先まで同一地先から | 地 同 一 先 地 | | | | |
| 日 | 平成二九年四月二五日 | 平 四 | 九 | 成二 | 平 | 八番 | 田二 | 飯野町明治字大黒田二八番 | 明治字 | 野町 | 市飯 | 福島市 | | 県道霊山松川線 | 県道霊 | |
| 日 | の期 | 始 | 開 | 用 | 供 | 間 | 区 | の | 始 | 開 | 用 | 供 | 名 | 線 | 路 | |

公告第6号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立小高産業技術高等学校 通学バス運行業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例 政令」という。) 第12条及び福島県財務規則 (昭和39年福島県規則第17号) 第274条の11第 1項の規定により公告する。

平成29年4月25日

福島県教育委員会教育長 鈴 木 淳

- 落札に係る特定役務の件名及び数量 1
 - 福島県立小高産業技術高等学校通学バス運行業務一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 福島県教育庁財務課 福島県福島市杉妻町2番16号

- 落札者を決定した日 平成29年3月23日
- 落札者の氏名及び住所

東北アクセス株式会社 福島県南相馬市原町区牛来字石橋114番地の3

- 5 落 札 金 額
 - 43,200,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日 平成29年2月10日

(財 務 課) 平成29年4月25日 火曜日

福島県公安委員会告示第24号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の4第1項の規定により、指定講習機関として次のとおり指定した。

平成29年4月25日

福島県公安委員会委員長 渋 佐 克 之

1 指定講習機関として指定した者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びにその者が 特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地

| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 | 事務所の名称 | 事務所の所在地 |
|----------------------------|----------------------------|--------|--------------------|---------------------------------|
| 株式会社平和綜合企業 | 河沼郡会津坂下町大字福原字長泥8番地 | 杉原 稔 | 会津若松平和 自動車学校 | 会津若松市一箕町 大字亀賀字郷之原 228番地の3 |
| 株式会社平中央自動車学校 | いわき市内郷小島 町天ノ田15番地の 2 | 田代一雄 | 平中央自動車学校 | いわき市内郷小島 町天ノ田15番地 |
| 株式会社小名 浜自動車学校 | いわき市小名浜字 富岡向147番地 | 飯塚一雄 | 小名浜自動車 学校 | いわき市小名浜字 富岡向147番地 |
| 株式会社タイ ヘイドライバー ズスクール | いわき市平塩字古 川1番地の1 | 高萩阿都志 | タイヘイドライ バーズスクール | いわき市平塩字古 川 1 番地の 1 |
| 株式会社福陽自動車教習所 | いわき市錦町上川 田19番地 | 佐久間裕一 | 福陽自動車教習所 | いわき市錦町上川 田19番地 |

| 吉源木材株式会社 | いわき市常磐関船町字杭田3番地 | 吉野弘美 | 湯 本 自 動 車 学 校 | いわき市常磐水野 谷町千代鶴1番地 2 |
|-------------------------|----------------------|------|------------------------|---------------------------|
| 株式会社原町自動車教習所 | 南相馬市原町区南 町四丁目50番地 | 堀内信夫 | 原町自動車教 習所 | 南相馬市原町区南 町四丁目50番地 |
| 株式会社福島 県東部自動車 教習所 | 相馬市程田字潜石 54番地の5 | 今野一成 | 福島県東部自動車教習所 | 相馬市程田字潜石 54番地の5 |
| 株式会社原町 中央自動車教 習所 | 南相馬市原町区錦町一丁目27番地 | 森大輔 | 原 町 中 央 自 動 車 教 習 所 | 南相馬市原町区錦町一丁目27番地 |

特定講習の種別 2

準中型自動車免許に係る初心運転者講習

3 指定年月日

平成29年3月13日

(運転免許課)

| _ | | \circ | | 1 | |
|---|---------------|-------------------------|-----|---|----|
| | <u> </u> | 平成二十 | ページ | | |
| | 上 | · 九 年 | 段 | | |
| | ら 九か | 三月三十 | 行 | | |
| | 平成二十九年法律第二号 | ○平成二十九年三月三十一日付け号外第二十八号中 | 正 | | 正誤 |
| | 平成二十九年法律第 号 | | 誤 | | |

リサイクル適性®